

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主・投資家のみならず社員や取引先等全てのステークホルダーから正しく理解され、ステークホルダーとの間に生まれる信頼と共栄の関係を継続させることが、長期的に企業価値の最大化を実現するものと考えております。この意識を念頭に置き、全てのステークホルダーより信頼を得る企業を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
水口 通夫	657,200	36.67
株式会社ゼネラルアサヒ	272,000	15.17
渡邊 薫	85,800	4.78
株式会社MMパートナー	80,500	4.49
株式会社 SBI証券	62,500	3.48
中村 剛	47,000	2.62
佐藤 久美子	42,800	2.38
吉田 一彦	38,400	2.14
RBC ISB A/C LUX NONRESIDENT/DOMESTIC RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT 常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店	32,000	1.78
渡辺 和昭	31,600	1.76

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	1月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
廣田 幹雄	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣田 幹雄	○	同氏は、当社の取引先であるネクスト・ステージ・ラボの所長であり、同社とは顧問料として年間340千円の取引がありますが、その取引額は少額であり、主要な取引先には当たらないため、意思決定に対して影響を与え得る取引関係ではないと判断しております。また、就任に伴い当該取引は契約を解消しております。	同氏は、長年大手企業に携わられた知識と経験を踏まえ、広い視野からの客観的・中立的な意見を提言いただけるものと考えております。これらのことから、社外取締役として同氏に経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、同氏を社外取締役候補者としました。また、同氏は、東京証券取引所が定める有価証券上場規程及び同規程施行規則に規定する独立役員としての要件を充足し、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に適任と判断して指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査業務の品質及び効率を高めるために、監査法人及び内部監査室と相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
栗原 章	公認会計士													
辻 広司	弁護士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗原 章	○	――	同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高度な知識を有しており、監査法人での会計監査経験も長く、その知識経験を当社の経営監督及び監査体制の強化に活かしていただけることから適任と判断しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める有価証券上場規程及び同規程施行規則に規定する独立役員としての要件を充足し、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に適任と判断して指定しております。

社 広司	○	——	同氏は、弁護士としての豊富な経験と法律知識を有しており、当社の事業運営に関して公正・中立の立場から意見・助言をいただけることから適任と判断しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める有価証券上場規程及び同規程施行規則に規定する独立役員としての要件を充足し、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に適任と判断して指定しております。
------	---	----	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
---------------------------------	---

該当項目に関する補足説明

取締役、従業員、子会社取締役及び子会社従業員には、当社グループの結束力を高め中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すことを目的としてストックオプションを発行しております。監査役には、株主と同じ観点での適正な監査に資することを目的にストックオプションを発行して

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び監査役へのサポートは、管理部にて行っております。また、常勤の社内監査役と社外監査役との間で適宜情報の交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会
取締役会は7名(うち、社外取締役1名)で構成され、取締役会規程に基づき、定例取締役会を毎月1回、又は必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。また、取締役会には3名の監査役も出席し、業務の執行状況について、法令及び定款に違反していないかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

2. 経営会議

当社では、取締役会に準ずる会議体として、経営会議を設置しております。経営会議は、取締役及び常勤監査役並びに代表取締役社長の指名する従業員によって構成されており、経営に関する事項及び事業運営に係る事項について協議及び審議するとともに、全社的な調整や対策ができる体制を整備しております。

3. 監査役会

監査役会は、監査役3名(うち、社外監査役2名)により構成され、毎月1回の監査役会を開催するとともに、必要に応じて臨時監査役会を開催し、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

また、前述の取締役会への出席のほか、業務、財務の状況の調査等を通じて、取締役会の業務執行についての監査を行っているほか、内部監査室及び会計監査人と定期的に会議を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

4. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。なお、同監査法人及び同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

5. 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を設置し、定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は内部監査結果を受け、被監査部門に内部監査結果及び改善事項を通知し、改善報告を提出させることにしております。なお、内部監査担当は、内部監査の状況等について、随時、監査役及び会計監査人と連携しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しているほか、内部監査室を設置し、選任の内部監査担当者による業務監査を実施しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性の確保が図られていると考えております。

また、当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任することにより、客観的かつ中立的な経営監視機能を有効に機能させております。意思決定の透明性・健全性の向上及び経営環境の変化に対応したガバナンス機能が期待されることから、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の通知については、早期発送するよう留意いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたっては、集中日を回避した日程を設定するよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内に掲載する予定です。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	中間決算及び本決算発表時に、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を 開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトにおいて、決算短信や適時開示資料等を掲載 しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	今後検討すべき課題と認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社は、取引先、株主、社員等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報 を開示することが重要であると認識しております。当社では、ホームページ及び会社説明 会等を通じて会社情報を提供してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成27年8月の取締役会にて、「内部統制基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行ってまいります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ) 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「経営理念」「OUR VISION」「行動指針」を定め、周知徹底を図る。

ロ) コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長は、基本的な方針について宣言するとともに、管理部部長をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。監査役及び内部監査室長は連携し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

ハ) 法令違反の疑義がある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る情報については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に処理し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスクマネジメント基本管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。

ロ) 「内部監査規程」を制定し、内部監査室長は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告する。

ハ) 「緊急事態対応規程」を制定し、緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に抑える体制をとる。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能と、その意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。

ロ) 中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、経営会議にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。

ハ) 取締役会の職務の執行については、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

ホ. 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とする。

ロ) 子会社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社グループは「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営を管理し、事業の適正化を確保する。

ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループにおける経営課題に対する共通認識を持ち、子会社における職位の責任と権限を明確にし効率的な業務運営を行う。

ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の遵法体制その他の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者として適切な者を任命する。

ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者の独立性を担保するため、その任命・異動・評価・懲戒については、監査役会の意見を尊重し、決定する。

チ. 監査役への報告に関する体制

イ) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

ア. 監査役は取締役会及び重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受ける。

イ. 監査役は主要な稟議書その他社内的重要書類を閲覧する。

ロ. 監査役は定期的に代表取締役社長との意見交換会を開催するほか、他の取締役及び使用人からその職務執行等に関する報告・説明を受けることができる。

ロ) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが監査役に報告するための体制

監査役は、必要に応じて子会社の取締役、使用人等に説明を求めることができるものとする。また子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査役に報告するものとする。

リ. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度運用規程」において、通報者に不利益が及ばないよう配慮する。

ヌ. 監査役がその職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ル. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 代表取締役は取締役及び使用人に対する監査役監査の重要性を認識し、監査役監査の環境を整備するように努める。

ロ) 監査役が必要と認めたときは、代表取締役と協議の上、特定の事項について内部監査室に監査の協力を求めることができる。

ハ) 監査役は監査法人と両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携をとる。

ヲ、業務の適正を確保するための体制の運用の状況

上記の業務の適正を確保するための体制につきましては、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内部監査室がその運用状況を随時モニタリングしております。改定した業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査役への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査役及び全ての従業員が共有するとともに、重要なリスクについて経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会勢力排除に関する基本方針」「反社会勢力対応マニュアル」を定め、全役職員が本マニュアルを遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。反社会的勢力対応の主管部門は、管理部と定めており、所轄警察署などの外部専門機関との連携を図れるよう体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の整備に向けた取組み】

当社は、会社情報の適時開示の管理責任者として、取締役管理部部長を情報取扱責任者に任命し、担当部署を管理部とし、会社情報の適時適切な開示を実施するために、情報収集プロセスや公表プロセスを明文化するとともに、適時に、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行える社内体制の充実に努めております。また、上場に向けて役員及び従業員に対して適時開示に関する勉強会等の機会を設け、適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

上場後においては、管理部は社内各部門から報告を受け、原則、取締役会の承認を経て、有価証券上場規程等に則り、情報取扱責任者が速やかに貴証券取引所へ開示することとしております。

会社情報の取扱いについては、情報取扱責任者(取締役管理部部長)及び該当事項の関係者のみに限定しており、該当部署以外には情報漏洩をしないように細心の注意を払っております。



